

○東部知多衛生組合ウェブサイトバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東部知多衛生組合有料広告掲載要綱第4条の規定に基づき、東部知多衛生組合のウェブサイトへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合ウェブサイト 東部知多衛生組合（以下「組合」という。）が管理するウェブサイトをいう。
- (2) バナー広告 組合ウェブサイト内に表示される広告画像で、組合ウェブサイトへの広告の掲載が決定した者（以下「広告掲載者」という。）の指定するウェブサイトへにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 組合ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 組合ウェブサイトに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページ内容の範囲は、東部知多衛生組合有料広告掲載要綱及び東部知多衛生組合有料広告掲載基準によるものとする。

(規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦118ピクセル、横272ピクセル
- (2) 形式 PNG、GIF又はJPEG
- (3) データ容量 20KB以下
- (4) 画像に文字を表示する場合4.5:1のコントラスト比をもたせる。ただし、以下の場合はその限りでない。

ア 画像中の文字が日本語で、22ポイント又は18ポイントの大きめの太字の場合（文字色と背景色に少なくとも3:1のコントラストがあればよい）

イ 画像中の文字が英数字で、18ポイント又は14ポイントの大きめの太字の場合（文字色と背景色に少なくとも3:1のコントラストがあればよい）

ウ 画像が、ロゴ又はブランド名の一部である文字

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、広告の規格を変更することができる。

(禁止する表現)

第6条 広告のデザイン、内容、色彩等は、組合ウェブサイトと調和のとれたものであることとし、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（選択できるように見えるもの）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) 利用者に不快感を与えるおそれや、ページデザイン等の保持を損なうおそれがあるアニメーションGIF等を使用した画像の点滅
- (7) その他利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与えるおそれのある表現
- (8) 組合の実施する事業名に類似した表現又は組合が推奨するかのような印象を与える表現
- (9) 前各号に掲げるもののほか、画像として掲載することが適当でない与管理者が認めるもの
（掲載の位置及び枠数）

第7条 広告の掲載位置及び枠数は、組合ウェブサイト内において管理者がこれを指定する。

（広告の掲載期間）

第8条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

（広告掲載料）

第9条 広告掲載料は、月額5,000円（1枠あたり、消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（申込者の募集）

第10条 管理者は、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）を募集するときは、組合ウェブサイト等により行うものとする。

- 2 管理者は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときは、随時申込者を募集することができる。

（広告掲載の申込み）

第11条 申込者は、掲載開始日から起算して30日前までに、広告掲載等申込書により、郵送又はEメールで、掲載を申し込むものとする。

- 2 申込者は、12か月を限度として、複数月にわたる広告掲載を一括して申し込むことができる。

（広告掲載の決定）

第12条 管理者は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、広告掲載等決定通知書により申込者に通知するものとする。
- 3 管理者は、特に必要があると認めるときは、東部知多衛生組合有料広告掲載等審査委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。
- 4 管理者は、前3項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載等決定通知書により、その旨を申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告掲載者は、広告原稿を管理者が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告掲載者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第14条 管理者は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイト内容等が法令に違反若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告掲載者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。